

今月のマイナンバー情報

マイナンバー「通知カード」をまだ受け取られていない方へ



マイナンバー(個人番号)をお知らせする『通知カード』をまだ受け取られていない方へお知らせです。

市役所でお預かりしている通知カードは、平成28年3月末まで市民課で保管してありますが、期限を過ぎた場合は廃棄処分します。まだ通知カードを受け取られていない方は、できるだけ早く市役所でお受け取りください。

廃棄処分後に改めて交付を希望される場合は、再交付となり、通知カード1枚につき500円の手数料がかかります。

市役所での通知カードの保管期限は3月31日(木)までです

受け取りの際に持参ください

通知カードや個人番号カードの受け取りには、左記の本人確認書類をご持参ください。

マイナンバー「通知カード」の休日受付窓口を開設します

まだ「通知カード」を受け取られていない方で、平日に都合がつきにくい方は、ぜひこの機会にお越しください。

日時 3月5日(土)、12日(土)、26日(土)
13時から17時まで
場所 市役所市民課窓口

お仕事の都合などで、平日の開庁時間(8時30分~17時15分)や火曜日の窓口延長時間(19時15分まで延長)にお越しいただくことが難しい方は、ぜひこの機会に通知カードをお受け取りください。(本人確認書類を必ずご持参ください)



「個人番号カード」の受け取りが始まりました

個人番号カードを郵便またはインターネットで申請された方で、市役所から受け取りをお知らせするハガキ(「個人番号カード交付・電子証明書発行通知書兼照会書」)が届いた方は、個人番号カードを市民課窓口まで取りに来てください。

お送りしたハガキをよく読み、以下の①~④と暗証番号をご準備のうえ、ハガキに記載の期日までに、市民課の窓口までお越しください。

- ①「個人番号カード交付・電子証明書発行通知書兼照会書」(届いたハガキ)
- ②マイナンバー通知カード
- ③住民基本台帳カード
- ④本人確認書類(上記を参照)

◎受け取り時には暗証番号を設定していただく必要があります。暗証番号は英数字6文字以上16文字以下のものがひとつと、数字4ケタのものが最低ひとつ必要です。

(※)『本人限定受取郵便』とは…

郵便局のサービスのひとつで、郵便物等に記載された方、または、差出人が指定した人に限り、郵便物等をお渡しするものです。



なお、12月から実施した地区説明会で個人番号カードを申請された方は、『本人限定受取郵便』(※)という方法で交付されます。これは、申請者本人しか受け取ることができませんので、必ずご本人がお受け取りください。

加東市からの転出や市内での転居に伴うマイナンバー手続きについて

加東市から市外へ転出し、住所を変更される方へ
◎必ず通知カードを受け取ってから転出してください。

※方が一、通知カードを受け取らずに転出してしまった場合は、再度市民課窓口にお越しいただくこととなります。お気を付けてください。
◎通知カードの住所変更が必要です。引越先市の町村の窓口へ通知カードを持参してください。

市内で転居される方へ

◎通知カードの住所変更が必要です。市民課窓口へ通知カードを持参してください。



3月は窓口が混み合います

毎年3月は、住所を変更される方などの届出が多く、窓口が混み合うことが予想されます。マイナンバー関連の手続きや住民票・戸籍関連の手続きには、あらかじめ日・時間に余裕を持ってお越しください。



個人番号や通知カード、個人番号カードの問い合わせ

個人番号カードコールセンター
☎0570-783-578(ナビダイヤル) (日本語)
☎0570-064-738(ナビダイヤル) (外国語対応)
※ナビダイヤルは通話料がかかります。
受付時間 平日 8時30分~22時 土・日・祝 9時30分~17時30分
問い合わせ 市民生活部市民課(庁舎1階) ☎43-0390

はり・きゅう・あんま・マッサージ・指圧 施術利用券

平成28年度の申請は3月28日(月)から受付開始

加東市では、高齢者や障がいをお持ちの方が、はりやマッサージなどの施術を受けられる際、その費用の一部を助成するための利用券を交付しています。現在お持ちの利用券は、3月31日(木)まで利用できます。平成28年4月以降に利用できる券の交付を希望される方は、3月28日(月)以降に、高齢介護課で交付を申請してください。

対象者 加東市に住居登録があり、市民税所得割が非課税の方で、次のいずれかに該当する方

- ①満65歳以上の方
- ②身体障害者手帳1級~6級をお持ちの方(申請時には手帳を持参してください)

助成額 1回につき500円(医療行為を除く)
※申請時から1か月あたり1枚を交付します。

申込開始 3月28日(月)から(平日のみ)

申込時に必要なもの

- ◎対象者本人が申請する場合
印鑑、本人確認書類
- ◎代理人が申請する場合
対象者の印鑑と対象者本人の本人確認書類
代理人の印鑑と代理人の本人確認書類

申し込み・問い合わせ
福祉部高齢介護課(庁舎1階) ☎43-0440

◎本人確認書類は、マイナンバーと同じです。右ページをご確認ください。



入院時の食事代が見直されます

4月から、入院と在宅療養の負担に公平を期すため、入院時の食事代の自己負担額が、段階的に見直されることになりました。

所得区分	現行	平成28年度~ 1食の負担額
一般	260円	360円
低所得Ⅱ	210円	変更なし
低所得Ⅰ	100円	変更なし

- ◎低所得区分は引き上げられません。
- ◎指定難病患者・小児慢性特定疾病患者も現行負担額のままです。
- ◎一般の負担額は、平成30年度にも100円引き上げられます。

※低所得区分Ⅰ・Ⅱの適用を受けるためには、保険者が発行する「限度額適用・標準負担額減額認定証」か「標準負担額減額認定証」が必要です。

問い合わせ
市民生活部保険・医療課(庁舎1階)
☎43-0500